



報道機関各位

令和8年5月1日

国立大学法人北海道国立大学機構

株式会社北洋銀行と「遺贈による寄附」に関する協定を締結しました

北海道国立大学機構は、当機構への遺贈^{※1}による社会貢献を実現したいとの遺贈者の篤志を広く受け入れるため、北洋銀行（頭取 津山 博恒）と「遺贈による寄附」に関する協定を締結しました。

本協定は、同行との2024年3月締結の包括連携協定に基づく取組となり、本協定の締結により、当機構へ遺贈をお考えの方に、北洋銀行の窓口をご案内し、営業店の窓口において遺贈をお考えの方のご希望をお伺いしたうえで、遺言等に関する情報提供や「遺言信託」^{※2}のご案内をいただくことができるようになりました。

当機構と北洋銀行では、包括連携協定に基づき、引き続き、教育・研究、人的支援・人材育成、研究成果の社会的活用や、北海道の地域資源を生かした新たなビジネス創出など幅広い分野で具体的な協力を行うとともに、本協定に基づき、遺贈を希望される方の社会貢献に対する思いに応えてまいります。

※1 個人が遺言によって財産を公益法人、NPO 法人、大学法人、学校法人、その他の団体等に寄附すること。

※2 朝日信託、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行が取り扱う商品であり、北洋銀行は代理店としての媒介（商品のご紹介と情報の取り次ぎ）を行います。

【本件担当】

北海道国立大学機構本部事務局

総務課広報係 石割・山本

〒080-8555 帯広市稲田町西 2 線 11 番地

E-mail : soumu02@office.nuc-hokkaido.ac.jp